

林業職種技能実習制度の解説

- 林業職種の育林・素材生産作業における技能実習については、「育林・素材生産作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」（令和6年農林水産省告示第1779号。以下「告示」という。）において、特有の基準が定められています。

各基準の詳細は、「特定の職種及び作業に係る技能実習制度運用要領—林業職種の育林・素材生産作業の基準について—」（令和6年9月出入国在留管理庁・厚生労働省・林野庁編。以下「運用要領」という。）をご覧ください。

- 本解説は、運用要領等では明示されていない部分を解説しています。

告示の詳細は林野庁ホームページに掲載の「育林・素材生産作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」を参照してください。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/gaikoku.html>

運用要領の詳細は林野庁ホームページに掲載の「特定の職種及び作業に係る技能実習制度運用要領—林業職種の育林・素材生産作業の基準について—」を参照してください。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/gaikoku.html>

- 技能実習計画の審査の基準について

（1）チェーンソーを使用する作業の前に安全衛生特別教育の実施

林業職種の作業に当たって、チェーンソーを使用して作業を行う場合は、その作業前に労働安全衛生規則第36条第8号の規定に基づく安全衛生特別教育が計画されていることが必要です。技能実習生には、同規則を厳格に守っていただく必要があるため、技能実習計画の審査の基準になっています。

（2）刈払機を使用する作業の前に安全衛生教育の実施

林業職種の作業に当たって、刈払機を使用して作業を行う場合は、その作業前に「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育について」（平成12年

2月16日付け基発第66号)に基づく、安全衛生教育が計画されていることが必要です。上記(1)と同様に労働安全衛生に係る法規等を厳格に守っていただく必要があるため、技能実習計画の審査の基準になっています。

(3) チェックリストによる習熟度の確認

林業職種の技能実習中は林野庁長官が定めるチェックリストにより実習生の技能の習熟度を確認することになっており、その実施が計画されていることが審査の基準になっています。また、確認結果を記載したチェックリストは、告示第4条で定める通り、監理団体が定期監査の際に確認することになっています。

(4) 林業機械の運転は禁止

林業職種の技能実習生は、伐木等機械や走行集材機械等の運転に関する業務はできませんので、技能実習計画では、必須業務、関連業務及び周辺業務に高性能林業機械等の運転に関する業務が計画されていないことが審査の基準になっています。

(5) 林業職種技能実習生の業務

林業職種の技能実習に係る「技能実習計画審査基準」、「技能実習実施計画書モデル例」は厚生労働省のHPのとおりです。

厚生労働省の「技能実習計画審査基準・技能実習実施計画書モデル例・技能実習評価試験基準」のHPをご覧ください。

mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/global_cooperation/002.html

必須業務は、当該職種・作業の技能等を修得等するために必ず行わなければならない業務(技能実習法施行規則(以下、「規則」という。)10条2項2号ハ(1))をいい、従事させる時間全体の2分の1以上を計画する必要があり、技能検定の試験の範囲にもなっています。

関連業務は、必須業務に従事する者により当該必須業務に関連して行われることのある業務であって、修得等をさせようとする技能等の向上に直接または間接に寄与する業務をいい(規則10条2項2号ハ(2))、時間全体の2分の1以下とすることが必要です。

周辺業務は、関連業務を除き、必須業務に従事する者が当該必須業務に関連して通常携わる業務をいい(規則10条2項2号ハ(3))、時間全体の3分の1以下にすることが必要です。

また、必須業務、関連業務、周辺業務について、それぞれ、従事させる時間の10分の1以上を安全衛生に係る業務に充てることになっています（規則10条2項2号ニ）

なお、関連業務と周辺業務については、審査基準に掲げられている業務は例示であって、これ以外でも以下の点に該当すれば認められる場合があります。

- ・ 関連業務であれば、同じ事業所の日本人も従事しているなど、必須業務に従事する者により当該必須業務に関連して行われることのある業務であり、かつ、修得等をさせようとする技能等の向上に直接または間接に寄与する業務であること
- ・ 周辺業務であれば、同じ事業所の日本人も従事しているなど、必須業務に従事する者により当該必須業務に関連して通常携わる業務（関連業務に該当するものを除く）であること

ただし、これらは、技能実習計画申請時に、理由書の提出により立証する必要があるとされています。判断に悩む場合には、技能実習機構の地方事務所・支所の認定課に事前にご相談下さい。

○ 技能検定（技能実習生向け）について

（1）受検申請時の申請書への添付資料

受検申請書の裏面にあるとおり、在留カードの写し及びチェーンソーの特別教育の受講を証する書類の写しが必要です。

なお、労働安全衛生規則第36条第8項で特別教育を必要とするチェーンソーを用いて伐木等の業務を行う際の特別教育の受講を証する書類の写しは、講習の実施団体が発行する受講終了証の写し、同規則第38条で定められている事業者が保存している特別教育の受講者、科目等の記録の写しのどちらかになります。何らかの事情により、これらの写しを添付できない場合は、チェーンソーの伐木等の作業について特別教育の講習を受けていることの自己申告書（様式例）の提出が必要です。

（2）受検時の注意

① 学科試験（判断等試験を含む）

学科試験に必要な持ち物については、受検票裏面にも記載がありますが、

- ・ 受検票
- ・ 筆記用具（黒の鉛筆又はボールペン、消しゴム）
- ・ 在留カード

が必要です。

在留カードで本人確認を行います。確認ができなかった場合は、受検できない場合があります。

②実技試験（製作等作業試験）

持ち物として、受検票、在留カードが必要です。

また、チェーンソー、防護衣、ヘルメット、靴等装備については、受検案内等にあるとおり安全に係る基準等を満たすものをご用意ください。

随時3級、随時2級については、欠陥や欠損などで安全を確保できない装備があると試験官が判断した場合には、失格となる場合がありますのでご注意ください。

基礎級については、安全を確保できない装備があった場合には、失格にはなりません。安全を確保できる装備に交換して受検していただきます。

○ 試験実施日における受検者の携行品

学科試験 実技筆記試験	受検票、筆記用具、在留カード	
実技作業試験	受検票、在留カード	
	機材	<ul style="list-style-type: none">・チェーンソー（エンジン式、リアハンドル型に限る）・ソーチェーン（予備を含む）・ガイドバーカバー・混合燃料・チェーンオイル・目立て用具一式・工具類（プラグレンチ又はコンビネーションレンチ等）
	安全 装具	<ul style="list-style-type: none">・ヘルメット・保護網（バイザー）又は防護めがね・耳栓又はイヤマフ・林業用手袋（軍手の使用は不可）・チェーンソーズボン又はチャップス・靴

(様式例)

とくべつきょういく じゅこう かん じ こ しんこくしょ
特別教育の受講に関する自己申告書

わたし ろうどうあんぜんえいせいそくだい じょうだい こう もと
私は、労働安全衛生規則第36条第8項に基づくチェーンソーを

もち ばつぼくとう ぎょうむ かか あんぜんえいせいとくべつきょういく ようけん み
用いて伐木等の業務に係る安全衛生特別教育の要件を満たす講習

じゅこう しんこく
を受講していることを申告します。

ねん がつ にち
〇〇年〇月〇日

NAME _____